限定承認公告

本籍北海道上川郡愛別町字愛山五五二番地、最後の住所茨城県北茨城市関南町仁井田五二四番地の一コーポオーシャン1―D

被相続人　亡　中井　一

右被相続人は平成二十八年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年十月二十日水戸家庭裁判所日立支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

北海道旭川市新富二条二丁目三番六号サフランB棟二〇三号

限定承認者　阿部　真美

限定承認公告

本籍東京都新宿区新宿五丁目四三番地、最後の住所東京都目黒区中目黒一丁目一〇番二二―一四〇四号中目黒ハイツ

被相続人　亡　日吉　修二

右被相続人は平成二十八年七月十一日死亡し、その相続人らは東京家庭裁判所にて限定承認を申述し平成二十八年十月二十五日受理されたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

神奈川県川崎市高津区下作延二丁目三六番二六―七〇一号ヴィヴレ梶ヶ谷

相続財産管理人　日吉　徳光

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市多摩区枡形二丁目一三一二番地、最後の住所神奈川県川崎市麻生区栗木台一丁目一二番一号　特別養護老人ホーム緑陽苑

被相続人　亡　加藤　ヒデ

右被相続人は平成二十七年四月二十三日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月一日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

神奈川県川崎市川崎区榎町一番一号　川崎センタービル六階

限定承認者不在者加藤勝己

不在者財産管理人弁護士　若松みずき

限定承認公告

本籍静岡県沼津市大塚九三三番地四、最後の住所静岡県駿東郡長泉町竹原三六〇番地の一

被相続人　亡　杉浦代志博

右被相続人は平成二十八年三月九日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十一日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

静岡県沼津市大塚九三三番地四

相続財産管理人　杉浦　由紹

限定承認公告

本籍岡山県岡山市東区乙子八六番地、最後の住所兵庫県神戸市垂水区上高丸二丁目一番三―一〇四号　被相続人　亡　北村　眞一

右被相続人は平成二十八年六月二十六日死亡し、その相続人は平成二十八年十月二十八日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日

岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍五三四二番地

限定承認者　野坂　眞弓

債権申出の公告

当社は、平成十九年四月十三日付で破産手続開始の決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十八年五月二十日、神戸地方裁判所（平成二十八年（ヒ）第十号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

神戸市北区山田町小部五七番地

株式会社巴建設

代表清算人　弁護士　中山　稔規

連絡先　神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル六階

みなと法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年十一月九日

東京都千代田区神田司町二丁目六番地司町ビル五階

株式会社ジャパンエキスプレス　確定給付企業年金

清算人　冨沢　進一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年十月二十一日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十八年十一月九日

東京都練馬区南大泉三丁目八番八号

第一住宅協同組合

代表理事　西河　洋一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千七百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/btinatsumezaka.html

平成二十八年十一月九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

ビーティーアイ夏目坂特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を五千万円減少し、四十四億七千九百万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十八年十二月十六日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s04075-3588a/

平成二十八年十一月九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Ｅｐｓｉｌｏｎ１特定目的会社

取締役　本郷　雅和

訂正公告

平成二十八年十月三十一日掲載の左記会社に係る合併公告中「(乙) http://triax.jp.kessan/」とあるは「(乙) http://triax.jp/kessan/」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十一月九日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

(甲) デジアナコミュニケーションズ株式会社　代表取締役　棚野　憲克

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

(乙) トライアックス株式会社

代表取締役　棚野　憲克

正誤

ページ	段	行	誤	正
二	下	二一	都道府県民税	道府県民税
三	〃	終りから一一	当該申請等に係る	当該申請等に係る者に係る
七	上	二三	同号ハを同号ニとし、同号ロの	同号ハをニとし同号ロの
一〇	下	終りから一九	同号タを削り	同号タを削り、
一一	〃	〃	審査に関する事務	審査に関する事務次に掲げる情報

（印刷誤り）

四	上	終りから一三	以下の二条	以下この条

平成二十八年十月十一日関東地方整備局告示第二百九十七号（道路に関する件）

（原稿誤り）

五	下	一七	同市堀之内	同市国分

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月九日付第二四七号三
◉付録　十月官報目録一二ページ

二ページ●同日付政府調達第二一〇号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）